

大溝藩の家臣団構成と財政

鎌田道隆

はじめに

近江国高島郡大溝を城地とする大溝藩は、元和五年（一六一九）八月分部光信が伊勢国上野から入封したのに始まる。分部氏は、『寛政重修諸家譜』によれば、伊勢国安濃郡分部村の出身で、代々伊勢国内を地盤に活躍したが、織田信包・豊臣秀次・豊臣秀吉・徳川家康らに仕えて頭角をあらわし、関ヶ原戦後には伊勢上野に住して二万石余を領する大名となった。

分部氏は、大溝入封後も二万石余であり、以後江戸期を通じて石高・城地ともに変更がなかった。二万石の大名といえは、江戸期の大名としては極小規模の大名ということになるが、改易や転封・減封など、めまぐるしいほどの江戸幕府の大名統制の動きのなかで、二百五十余年の間大溝を動くことなく、二万石余の石高を維持していったことは、注目に値する。

分部家の永続は、数百人にのぼる家臣たちの身分とその家族の生活保障を意味した。大溝の城主としての分部家の二百五十余年には、その維持のための君臣一体となったそれなりの努力と悲願がこめられていたはずである。そしてまた、それは大溝藩領の領民の生き方にも、

二百五十余年を同じ領主のもとで過ぎなければならなかった喜怒哀楽の特別な営みとなって深くかかわったに違いないのである。

大溝藩の歴史については、すでに『高島郡誌』においても言及されているが、このたび『高島町史』の編纂の過程で新しい在地史料が数多く発見された^①。これらの新史料の分析から、あらためて近世小大名の家臣団構成と財政の問題を究明してみようというのが本稿のねらいである。

(一) 大溝藩領の分布

分部光信は、近江国高島郡および野洲郡のうちにおいて、総石高二万石余を与えられて大溝に入った。そして、寛永二年（一六二五）十二月二十一日、はじめて領知の朱印状をさづけられている。しかし、この寛永二年の朱印状は現在不明であるから、ほぼ内容的には同じであると考えられる寛文四年（一六六四）の朱印状を、写しではあるが示しておく。

近江国高島郡之内三拾式箇村壹万七千七石余、野洲郡之内五箇村貳千九百九拾四石余、都合貳万石余^{別紙}、任寛永二年十二月十五日先判之旨、充行之訖、全可領知者也、仍而如件

表1 大溝藩領の分布

	村名	領主名	石高		村名	領主名	石高
高島郡	大溝・打下		1163.45	高島郡	深溝		1266.25
	石垣	分部氏御領分	1163.45		分部氏御領分	1050.25	
	音羽	分部氏御領分	210.34		北端	分佐藤御領分	216
	伊黒	分部氏御領分	210.34		森	分部氏御領分	964.266
	鹿ヶ瀬	分部氏御領分	414.54		今市	分部氏御領分	406.39
	畑	分部氏御領分	414.54		津	分木多隠岐分守	557.876
	武曾横山	分部氏御領分	461.125		下弘部	分部氏御領分	343.222
	宮野	分部氏御領分	461.125		島	分部氏御領分	343.222
	永田	分部氏御領分	452.88		蘭生	分部氏御領分	288.94
	鴨	分部氏御領分	452.88		南生見	分部氏御領分	288.94
	下小川	分部氏御領分	182.53		北生見	分酒井修理太夫	487.508
	上小川	分部氏御領分	182.53		下古賀	分蜂屋三郎左衛門	122.096
	横江	分部氏御領分	182.53		庄堺	分蜂屋三郎左衛門	365.412
	藤江今在家	分部氏御領分	1803.59		矢野	分蜂屋三郎左衛門	637.336
	嶋	分真野新太	1219.707		小嶋	分蜂屋三郎左衛門	619.318
	川嶋	分真野新太	242.55		洲新川	分蜂屋三郎左衛門	9.009
	太田	分真野新太	142		分朽木弥五郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	9.009
	菜園	分真野新太	199.333		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	635.08
		分真野新太	703.62		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	146.7
		分真野新太	703.62		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	488.38
		分真野新太	1293.88		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	87.5
		分真野新太	904.451		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	87.5
		分真野新太	361.022		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	128.234
		分真野新太	28.407		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	128.234
		分真野新太	2003.78		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	816.295
		分真野新太	1317.864		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	147.21
		分真野新太	471.401		分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	110.43
	分真野新太	41.365	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	110.43		
	分真野新太	41.365	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	80.11		
	分真野新太	26.357	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	73.623		
	分真野新太	26.357	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	73.623		
	分真野新太	52.714	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	147.246		
	分真野新太	26.357	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	132.04		
	分真野新太	1665.99	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	132.04		
	分真野新太	1027.012	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	1876.664		
	分真野新太	638.978	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	1876.664		
	分真野新太	447.103	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	465.788		
	分真野新太	447.103	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	465.788		
	分真野新太	453.77	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	370.1		
	分真野新太	453.77	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	370.1		
	分真野新太	829.304	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	65.812		
	分真野新太	802.26	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	65.812		
	分真野新太	27.044	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	1044.745		
	分真野新太	2203.45	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	175.444		
	分真野新太	368.45	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	12.226		
	分真野新太	1342.5	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	420.49		
	分真野新太	492.5	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	200		
	分真野新太	1600.375	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門	236.585		
	分真野新太	1354.086	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	246.289	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	2292.932	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	339.772	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	900.95	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	599.042	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	260.8	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	192.37	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	2230.843	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	1561.851	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	557.454	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
	分真野新太	111.542	分蜂屋三郎左衛門	分蜂屋三郎左衛門			
両郡小物成(分部氏分)							210.372

注) 『横田三千太郎家文書』より作成。推定年代は元禄

寛文四年四月五日 御朱印

分部若狭守とのへ

大溝藩領、すなわち分部家の所領は、二郡三七カ村にわたって散在しているのであるが、その具体的な村名と石高は表1のとおりである。

高島郡三二カ村のうち、全村が分部家の領地となっているのは、大溝打下村、石垣村、音羽村、伊黒村、鹿ヶ瀬村、畑村、宮野村、鴨村、上小川村、横江村、島村、森村、今市村、南生見村、北生見村、庄界村の一六カ村であり、野洲郡五カ村では川田村を除く四カ村が一円分部領となっている。村数のうえでは、二〇カ村が一円支配地、一七カ村が他領との入組支配地ということになるが、一円知行の村々の村高合計と他領入組村の分部家分の石高合計とを比較してみると、両者ともおよそ九九〇〇石ほどとなり、大溝藩領はほぼ半分が一円知行地、残り半分が他領との入組支配地から形成されていることが判明する。一円支配の村の場合には、分部家のみで年貢率決定や民政上の諸施策が統一的に貫徹するので問題は少ないが、複数の領主権が錯綜する相給の村の場合には、年貢率の決定に関することはもちろん、民政上でもさまざまな問題が予想される。用水権や治水上の負担などをめぐり、領主間に利害の対立が生起する場合も少なくないのである。

ともかく、大溝藩領の半分を占める相給の村々には、いったいどのような領主たちがいたのであろうか、前掲の表からみてみよう。領主名を一覧して判明するのは、分部家との相給関係にある領主たちが、いずれも武士層であり、社寺領や公家領、町人領などのいわゆる非武家領との相給は見あたらないということである。この点では、相給といえどもいずれも同じ生活様式の武家領であり、領主として支配のあり方に共通するものがあつたと判断される。

もちろん、武家領には幕府領、大名領、旗本領などの別がある。大

溝藩領と相給の幕府領といえは、高島郡の太田村と下古賀村の多羅尾四郎左衛門代官所のみである。大名領では、近江国膳所藩本多氏、近江国堅田藩堀田氏、和泉国伯太藩渡辺氏、若狭国小浜藩酒井氏、山城国淀藩石川氏などの所領が、かなり複雑に大溝藩分部氏との相給関係を形づくっている。分部氏との相給でよく名前をつらねる旗本としては、真野氏、朽木氏、蜂屋氏が見えるが、かれらはそれぞれ一族でありながら複数の家を構成しており、かつ同一の村に一族がならんで知行地を与えられるという特色を有している。

村の大小にかかわらず、領主数のもっとも多い村をあげると、高島郡の鴨村と下古賀村で、領主数はともに八である。この両村の領主名をみると、鴨村の朽木弥五左衛門、下古賀村の多羅尾四郎左衛門以外は、七領主が全く同じである。

ここで、こうした相給の問題について考えてみよう。分部氏は前述のとおり、九九〇〇石ほどを一七カ村に細分しているのであるが、鴨村と下古賀村の例でもわかるように、ほかの領主たちも知行高を細分されて相給されているのである。このように領主権が複雑に錯綜する知行割の方法は、決して近江地方にだけ特徴的なことではない。地域によっては、さらに複雑な構造を示すことも多い。

しかし、領主権の錯綜する相給体制は、支配する側としても、第一に他の領主との間に不必要な軋轢をひきおこしやすいこと、第二に何よりも細分化されて散在する領地からの年貢収取には苦勞が多すぎることなど、小規模であればあるほど不利益度が増加するものと考えられる。それでは、なぜあえてそうした行政上の不利益を承知のうえで、相給体制がとられるのであろうか。

相給すなわち入組み支配については、これまで一般に江戸幕府の分裂支配政策のあらわれと解されている。領主権を分割することによ

てその強大化を抑制し、領主間の相互監視・牽制を行なわせるというのが、分裂支配ということなのであるが、巨大な外様大名や有力旗本層ではなく、弱小の大名・旗本にその分裂支配政策が適用されているというのは理解しにくい。

これは全くの推論にすぎないが、小規模な領主層における相給体制は、領主とその所領との間の特別な由緒や政治的意味を別として、農業生産における発展度や安定性が大きく関係しているのではないだろうか。すなわち、相給は経済的意味がかなり強いのではないかということである。江戸期の農業生産の安定性が低いことは、水害や旱魃、冷害などによって大きな変動を受けていることから明らかである。とくに、琵琶湖や諸河川の氾濫による洪水の多い地域では、損毛率が高い。したがって、特定の村落に集中的に所領を集合した場合、洪水等の影響をまともなうけて、その領主は大きな損害をうけることとなる。相給体制は、そうした農業生産の安定性の低さからくる危険の拡散という意味がこめられていたのではないか。また逆に、きわめて生産性が高く安定度も高い村落（地域）を特定の個人の一人知行とせず、相給とすることは、安定した収入を多くの領主に保証することでもある。小規模な領主であればあるほど、危険を分散し、利益を共有する相給体制が必要となるのではないかと考えられる。しかし、このような経済的意味からする相給にも、行政的な負担が増大するために、一定の限界が設けられなければならない。

大溝藩領の相給のあり方や所領の分布のあり方が、二万石規模の大名として妥当であったかどうかは精密な分析が必要となるであろうが、寛文九年（一六六九）五月の大洪水では高島郡一帯が亡所となり、大溝領でも一万石余の損毛が見込まれたため、幕府に願い出て同年九月摂津高規の御蔵米三〇〇〇石を拝借して何とか切り抜けている。また

延宝四年（一六七六）五月にも大水害に襲われているが、このときは一万三〇〇〇石余の損毛といい、翌年の藩主の参覲交代の江戸参府を延期してもらわなければならないほどの財政破綻に落ちこんだといわれる。^⑥

（二）家臣団の構成

分部氏は、元和五年に近江へ移封された際、ほとんどの家臣を伊勢から大溝へと引きつれてきたようである。『横田三千太郎家文書』の「正保度御改」と題する分限帳や、『長野家文書』の「勢州御普代慶安年中諸士以下由緒書」などから、その辺の事情をうかがうことができる。

正保・慶安期（一六四四～一六五一）といえば、分部氏が大溝に入ってからおよそ三〇年前後を経過したころのことである。この「正保度御改」や「勢州御普代慶安年中諸士以下由緒書」には、本国・生国それに年齢なども記されている。

まず、年齢に注意してみると、二十代後半以前の人々は、ほとんど大溝生まれとなっており、三十代以上の知行取の家臣では大溝生まれは皆無である。ただし、一〇石以下の現米を支給される下級の藩士になると、三十代から五十代のもでも、生国を江州高島郡と記される人々が若干見られる。

いますこし『長野家文書』の「勢州御普代慶安年中諸士以下由緒書」によって、家臣団の構成について分析をしてみよう。この「由緒書」には、分部家の家臣として総勢一五一名があげられている。そのうち俸禄高の記載があるのは一四八名で、残りの三名は大溝生まれの十三歳と十五歳と十七歳の少年であり、その記載箇所からみて、やがては一人前の知行高を給されるのであろうが、若年故に無高となつて

いるのではないかと考えられる。

一四八名の俸禄についてみると、五五〇石から二〇石までの知行給形態のものが五七名で、一五石から三石までの現米給のものが九一名となっている。もちろん、知行のものは上級または中級の家臣であり、現米は下級の家臣ということが出来る。五七名の知行給総額が八二二一石であるのに対し、九一名の現米給総額は六四一・二石である。知行といっても大溝藩では実際に知行地を与えるのではなく、四割から五割くらいの換算で蔵米を支給していたと考えられるから、五七名の蔵米総額を四〇〇〇石と査定してみると、知行給の一人平均は約七〇石となる。現米給の一人平均は七石ほどであるから、その格差がいかに大きかったかは一目瞭然である。

知行給五七名のうち三十歳代以上は、本国・生国ともに伊勢とするものが圧倒的である。伊勢国でも安濃郡、安芸郡がもっとも多く、とくに安濃郡では長野村、分部村、下部田村、雲林院村、長村、安芸郡では上野村、中山村、高佐村、安濃村、白塚村、平野村等を出自とする者が多い。また、上級家臣のなかに分部姓を名乗る者が多いことも初期大溝藩の特徴である。分部姓は、知行給のものなかに一六名いるが、その内訳は五五〇石一名、四〇〇石四名、三〇〇石一名、二〇〇石二名、一八〇石・一七〇石・一六〇石が各一名、一〇〇石二名、五〇石一名、二〇石二名である。分部姓で石高の低い者は若年者であるから、それを考慮に入れると、分部一族によって初期の大溝藩は上層部を固められていたことが判明する。

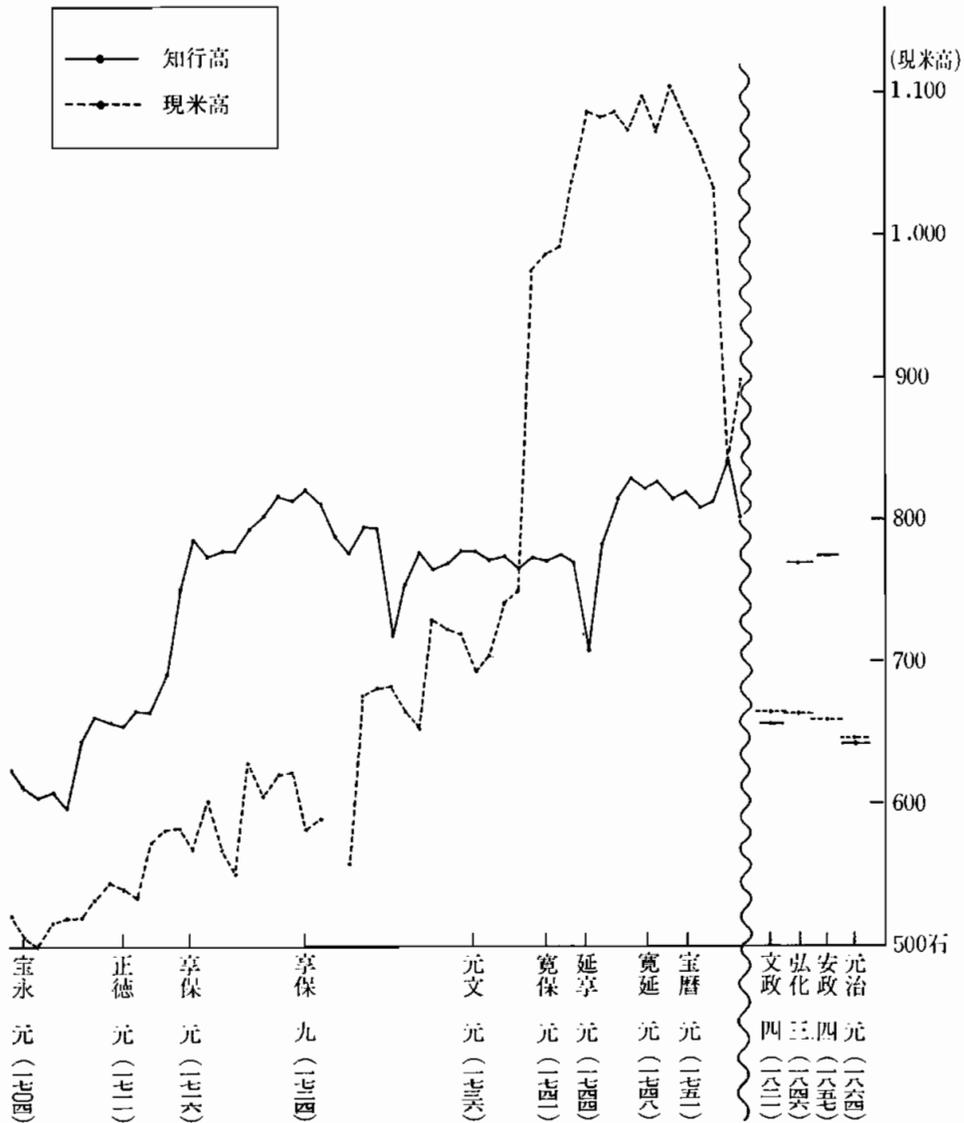
初期藩政のしくみについては、詳しいことは不明であるが、「勢州御普代慶安年中諸士以下由緒書」には、知行五五〇石の分部与次右衛門六十六歳に「御家老」という役職名が見え、また知行三〇〇石の沢井八郎右衛門三十歳にも「家老役」と記されている。同書には、ほか

に「長柄組はつれ」として、現米一二石から八石までの五名を「中小姓」、同八石から三石までの六名を「茶道」、御長柄組廻仲ケ間諸方」として、現米一〇石から六石までの六名を「料理人」、同八石から四石までの二名を「小人頭」、同六石から四石までの三名を「別当」、同八石から四・七石までの七名を「賄人」、同七石から五石までの七名を「留守居」としている。

さらに、「別所三郎兵衛組」として現米一〇石から五石までの二二名、「笠井瀬兵衛組」として同一〇石から六石までの一三名、「野呂弥五兵衛組」として同一〇石から六石までの一三名というように、三組を書きあげている。おそらく、この三組が長柄組なのであろう。

大溝藩の職制が、他の小藩のそれとそれほど異なるものでなかったことは、以上のことから推察されるし、家老、用人、奉行、代官等によって中央機関は形成されていたであろうと考える。『笠井家文書』の「明暦二申年より天明五巳年迄御役人分目帳書抜」という記録では、明暦・万治年間（一六五五～一六〇）に横目役、代官役、納戸役、旗奉行、三十人番別当（料理人・賄人）、町奉行の役職名が、寛文年間（一六六一～一七二）には大納戸役、作事奉行、作事下奉行、金奉行、長柄奉行、腰物方、勘定役、御領分預ケ野洲代官役、腰物支配人、宗旨改、小納戸役などの役職が存在したことを確認できる。時代が下るにつれて、役職が細分化し複雑になっていくのは自然のなりゆきであるが、藩政の基本的なしくみは当初からそれほど大きく変更されることはなかったと考えられる。

『万木良平家文書』の承応三年（一六五四）六月二十八日付の「万木孫太郎御代官所村付之事」と題する覚書には、万木孫太郎代官が伊黒村、鹿ヶ瀬村、畑村、武曾横山村、庄堺村、古賀村の六カ村の分部領の年貢収納にたずさわっていることが記されている。万木家は、高島

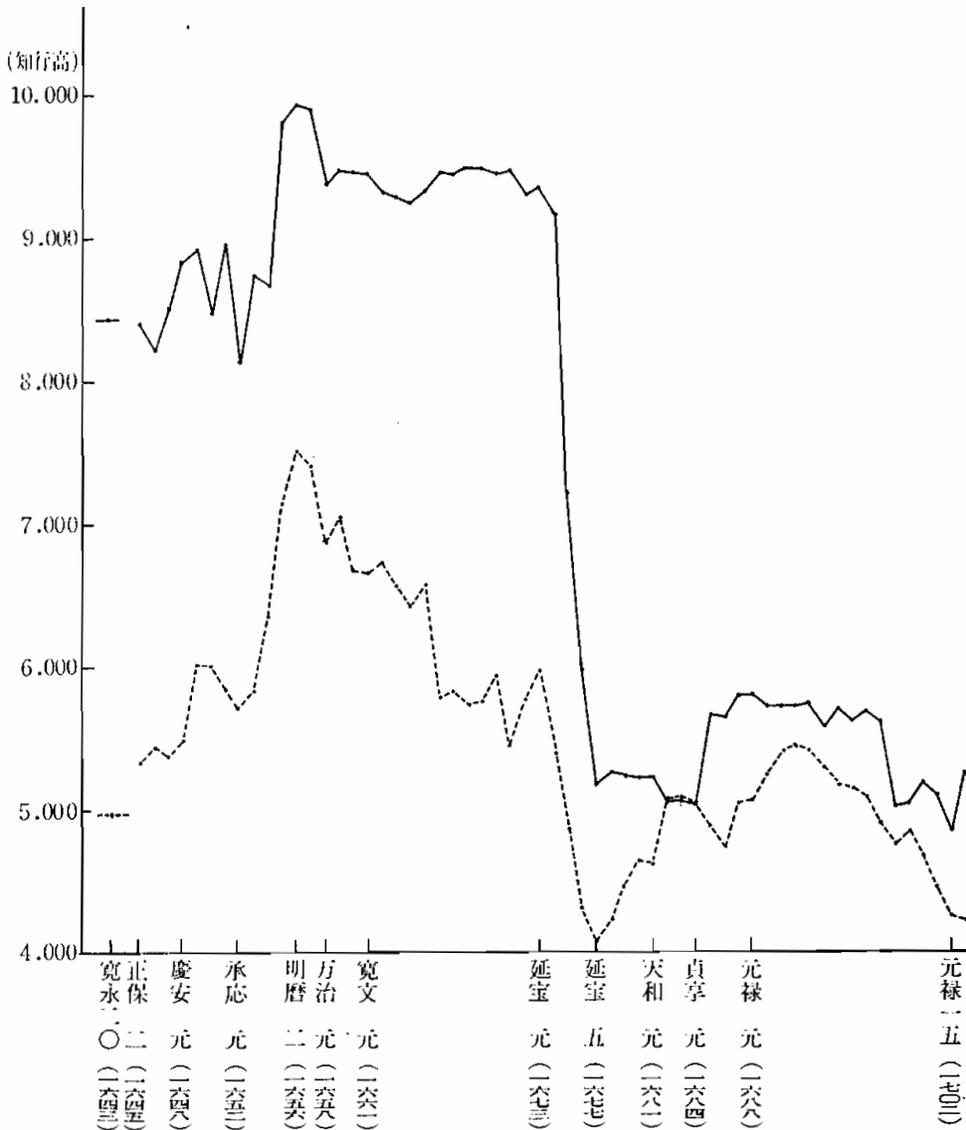


俸禄総高の変遷

郡地方の土豪であり有力者であったと伝えられる家である。分部氏が伊勢から多くの家臣団を引きつけて大溝に入ってきたとはいえ、在地支配すなわち領民の統制には地元の有力者たちを抜擢せざるを得なかったであろう。この万木氏の代官職就任は、そのあたりの事情をうかがわせて興味深い。

ところで、大溝藩では毎年秋から初冬の年貢収納直前の時期になると、家臣たちの俸禄高と氏名を書きあげた「給人帳」とよばれる帳簿が作成され、藩主の確認を示す花押入りで発給されたようである。これには、知行給、現米給、扶持、金、銀などの俸禄の支給形態も示されている。すなわち、大溝藩の「給人帳」とはいわゆる分限帳であり、家臣たちの給料台帳といってもよい。しかし、これには役職付のものに給される役料等は記されていないから、基本給の台帳と考えた方がよいようである。

この「給人帳」の写が、「御役



図I 大溝藩

人分目帳書抜」と題して、寛永二〇年（一六四三）分から宝暦五年（一七五五）分まで、『笠井家文書』のなかに残されており、ほかにも『横田三千太郎家文書』『荒木良弘家文書』『中村買家文書』などにも数年分がある。そこで、この「給人帳」の分析を通して、大溝藩を支えた家臣団と俸禄の問題を考えてみようと思う。

「給人帳」の俸禄高総合計および総人数には、年代によるかなりの変化が見える。これは、家臣団構成そのものに常に自然的な変動があることと、藩財政の観点からの人員整理や俸禄抑制などの政策的人為的変動があるからと考えられる。自然的な変動とは、俸禄は家格を基礎としてなりたっているものの、死没や相続などによって若年者が戸主となった場合、かならずしも父の俸給をそのまま認められる訳ではないことや、少年が成人するに従い家格に応じた俸禄に増額されていくこと、また相続者がなく家そのものが断絶したり

することなどによる増減である。

「給人帳」に見える年代ごとの変化を、知行給と現米給についてグラフ化してみた。金銀や扶持等は省略したが、叙述上必要な範囲では言及することとする。

寛永二〇年に知行総高八四三一石、現米五九九石余、銀八〇〇匁であつたものが、しだいに漸増傾向を見せて、明暦二年（一六五六）には知行高九三六石、現米八五二石余、銀五貫二〇〇匁、判金一枚、小判一四兩となる。明暦二年のこの数字は、不明の年代もあるけれども、おそらく江戸期を通じての最高額と推測される。

知行高が九〇〇石代で現米高が六〇〇〇石代という数字は以後延宝二年（一六七四）まで続き、延宝四年以降正徳四年（一七一四）までは知行高五〇〇〇石代で現米高は五〇〇〇石代と激減する。この間、元禄十五年（一七〇二）には知行高が江戸期最低と思われる四八九六石を記録している。その後、知行高は享保年間（一七一六～三五）に六〇〇〇石代となり、一七四〇年代後半から一七五〇年代前半には七〇〇〇石代で安定する。しかし、江戸後期および幕末には不明の年が多すぎるけれども、また五〇〇〇石代と激減している。現米高については、判明しているかぎり、最低は宝永二年（一七〇五）の五〇一石一斗六升六合、最高は寛延三年（一七五〇）の一〇四石である。

大溝藩の場合、知行と現米が俸禄の基本であり、金・銀や扶持は、「給人帳」に全く記載のないこともあり、俸禄の基本形態でないことが知られる。したがって、つぎには知行と現米について、さらに分析を進めてみよう。

知行高についても現米高についても、江戸期の最低は最高のほぼ二分の一の数字となっている。これを人数でみてみると、知行高最高の

明暦二年の知行人数は八〇名、最低の元禄十五年のそれは四二人であるが、現米高では最高の寛延三年は一一五名で、最低の宝永二年は一二七名となっており、現米高の場合人数のうえでは逆転している。このことから、家臣団総数の増減がそのまま俸禄高の増減にかならずしも直接比例的には結びつかないことがわかる。

それでは、さきのような石高の変動が何によってもたらされるのかを検討してみよう。知行給の方について、一〇〇石以上の人数を調べてみると、知行総高八四三一石の寛永二十年には四三名、九三六石の明暦二年には五三名で、九〇〇石代の寛文期はほぼ五〇余名となっている。しかし、知行総高が五九七六石となる延宝四年には三五名に減少し、以後三〇余名の時期がつづき、知行総高が最低を記録する元禄十五年には三〇名となっている。最高の明暦二年と最低の元禄十五年では、一〇〇石以上の知行給のものが二三名も増減していたわけである。

このような上級家臣の減少による知行総高の抑制には、相当に政治的、意図的なものが貫徹していると考えられる。藩政初期の分部家血縁の重視などによって、しだいに上級家臣数が増加し、十七世紀中ごろ最高潮に達して藩財政を圧迫し、十七世紀後半には財政の破綻から上級家臣の減員を政策的に打ち出し実施していったのではないかと考えられる。その一方で、複雑化する藩務を能率的に処理する必要上、現米給の下級家臣数を増加して藩政の充実をはかると考えられる。

大溝藩の場合、藩財政に占める家臣団の俸禄の割合は、基本給だけでなく多い場合には五割にものぼったから、家臣団の俸禄の増減がかなり直接的に藩財政にひびいてくる。藩財政が危機に陥ると、家臣団の俸禄が削られるという場合も少なくなかったようであるが、その実例を、安政四年（一八五七）の「給人帳」からみてみよう。

表2 安政4年の家臣団俸禄支給

	名目高	実渡高	人数	名目高合計	実渡高合計	
知行給	400石	米158俵3斗	1人	400石	米158俵3斗	
	250	110俵	5	1250	550俵	
	180	87俵1斗	1	180	87俵1斗	
	170	84俵	1	170	84俵	
	150	77俵2斗	3	450	232俵2斗	
	140	74俵1斗	2	280	148俵2斗	
	131	71俵1斗3升	1	131	71俵1斗3升	
	130	71俵	1	130	71俵	
	120	67俵3斗	3	360	203俵1斗	
	100	61俵1斗	7	700	428俵3斗	
	80	54俵3斗	2	160	109俵2斗	
	70	51俵2斗	4	280	206俵	
	50	45俵	13	650	585俵	
	30	四つ物成	3	90	90俵	
20	18俵2斗	16	320	296俵		
	合計		63人	5551石	3321俵3斗3升	
現米給	10石	名目高どおり	4人	40石	名目高合計 に同じ	
	9		1	9		
	8		26	208		
	7		4	28		
	6		33	198		
	5		6	30		
	4		28	112		
	3		2	6		
	合計	104人	631石			
その他	知行1000石	名目高どおり	1人	1000石	名目高合計 に同じ	
	金80両		1	金80両		
	扶持10人		1	10人扶持		
	扶持2人		1	2人扶持		
寺社分	知行	100石	米55俵	1人	100石	米55俵
		30	(当時渡しなし)	1	30	なし
		20	米5俵または銀1枚	3	60	米5俵と銀2枚
		3	米3俵	1	3	米3俵
		2	米1俵	1	2	米1俵
	現米	20石	米40俵	1人	20石	40俵
		4	金100疋	1	4	金100疋
		3	豊凶次第不定	1	3	?
		2	金100疋	1	2	金100疋
	扶持	金5両	金500疋	1人	金5両	金500疋
		銀2枚	銀1枚	2	銀4枚	銀1枚
	扶持	5人扶持	3人扶持	1人	5人扶持	3人扶持

注) 『横田三千太郎家文書』より作成。

表2は、安政四年の「給人帳」を示したものである。この「給人帳」には、表示したとおり名目高と実渡高の双方が記されている。たとえば、知行給四〇〇石の家臣には実際には一五八俵と三斗の米を渡すというのである。大溝藩の年貢率は、初期には五割から六割にものぼっていたが、一七世紀末以降には四割から五割くらいに低下しているから、江戸中期以降には大溝藩の知行給は四割支給となっていたのではないかと考えられる。すなわち、四〇〇石の知行給なら一六〇石の現米を渡されるわけである。ところが、安政四年には、一六〇石ではなく、一五八俵と三斗の米を渡した。一俵は四斗入りであるから、一五八俵と三斗は六三五斗になる。知行高四〇〇石の人は例年の三九・七パーセントにあたる年俸を給されるわけである。

二五〇石の知行給の場合は、例年なら一〇〇石の現米をもらえるはずであるが、安政四年には一一〇俵すなわち四四石の現米しか手に入らないのである。知行高一〇〇石の人は四〇〇石もらうべきところを、六一俵と一斗すなわち二四石五斗給される。一〇〇石の人の場合例年の六一パーセント余の支給である。知行高が低い層ほど減額率は低下しているわけで、知行高二〇〇石の人は八石の現米をもらえるところを七石四斗となり、九二・五パーセントの支給率となっている。

高額の知行給を約束されている上級家臣や財源を他にもっている寺院・神社などでは、削減率すなわち藩の借上げ幅が大きく、下位の知行給では借上げ幅がだんだん小さくなり、現米給の下土層については減額されずに全額がそのまま支給されている。

以上のことから、藩財政の破綻に際し、上級家臣数の削減をはじめ上級家臣の俸禄の削減など、まず何よりも上級家臣に対して、そのしわよせが行なわれていることが判明する。これは、上級家臣の俸禄問題が藩財政と深くかかわっており、上級家臣の俸禄抑制が藩財政の危

機を救う近道であったことをもがたっている。しかし、そうした藩の動きは、下級の家臣たちが、常にぎりぎりのところでの生活を余儀なくされており、その限界の地点から実は藩をささえつづけていたのだということ、無言のうちに語っているものと理解することができ

(三) 軍役と公役

江戸幕府は、全国の諸大名に石高に応じた軍事上の負担を課する制度を立てた。元和二年(一六一六)、寛永十年(一六三三)、慶安二年(一六四九)などの軍役令がそれである。たとえば、慶安二年の軍役令によると、二〇〇石につき五人、一〇〇〇石につき二十一人、一万石につき二三五人、五万石につき一〇〇五人、一〇万石につき二一五五人づつの軍卒、さらに一〇〇〇石以上には鉄砲持、三〇〇〇石以上には騎馬をというように、石高の増加の段階を追いながら軍役の負担を増加させるものであった。

大溝藩は二万石であるから、当然相当の軍役負担をしなければならぬ。年紀が不明であるけれども、『磯野家文書』に「御軍役人数兵糧」という、大溝藩側からの軍役についての理解の仕方を示す覚書が残されているので、これを紹介しておこう。

大溝藩の軍役編成は、一番手一二四人、二番手一三六人、三番手二九人の合計四八九人の兵員と馬二七疋であるという。「御軍役人数兵糧」によると、その兵糧は一日分で、人間は一人あたり米七合五勺、塩一撮、味噌五勺として計算すると、四八九人分では一日につき米三石六斗六升七合五勺、塩四升八合九勺、味噌二斗四升四合五勺になるという。同じく馬は、一疋につき豆五合、糠四升、飼葉一束半、藁小米俵一枚であるから、二七疋分では一日あたり、豆一斗三升五合、

糖一石八斗、銅葉三〇束、藁小米俵二七枚となる。

しかし、実際にこれらの人馬が出陣すると、兵糧はもとよりいろいろな武具や生活用具などの荷物を運搬する小荷駄や人足も相当必要になるし、士分の者の身の廻りを世話する小者や料理人、医者、右筆などの用具も確保しなければならない。これらを総計すると、人数は九〇八人、馬は上馬・小荷駄合わせて一三二疋が必要であり、またその兵糧や資金が膨大な額にのぼると「御軍役人数兵糧積」は計算している。

こうした軍役が実際に催促され、しかも長期にわたることがあるならば、たちまち小藩の藩財政は破綻してしまふことになると思われる。ただ、現実には幕末を除いて、江戸期に軍役令による戦陣への出勤はなかったから、その意味での軍事的負担によって藩財政が崩壊するということはなかった。しかし、軍役にかわる負担がなかったわけではない。平時の公役として、江戸城や大坂城の守衛をはじめ、諸々の公務が形をかえた軍役として、諸大名には課されていた。

大溝藩の歴代藩主に課せられた公務を列挙してみると、武士や僧侶などの犯罪者の預り、大坂城加番役、京都朝廷の使節公卿の接待役、京都火消役、江戸方角火消役、江戸城諸門警固役等々である^⑩。

こうした公役については、第四代藩主分部信政の時代における史料が比較的によく残されている。信政は、寛文七年（一六六七）に襲封し、多難な時期の大溝藩の治政にあたり、正徳四年（一七一四）致仕しているが、公役としてかなり重要な意味をもった大坂加番だけをみてみても信政の時代に、天和二年（一六八二）八月、貞享四年（一六八七）八月、元禄四年（一六九一）八月、元禄十一年八月と、都合四回の大坂加番をみている^⑪。

大坂加番は、大坂城の警備にあたるもので、定員は四名、任期は一

年、五万石以下の小大名が交替でつとめる役である。発令は三月にあり、同年八月から翌年の七月まで、藩主以下石高に応じた人数をくり出して、大坂住いをしなければならない。

『磯野家文書』の「大坂詰覚書」と題する記録には、信政時代の四回にわたる大坂加番について、それぞれの決算が記されている。いずれの年代も、米価等の変動に伴う金高の相違がみられる程度で、決算の大筋はだいたい同じであるから、「大坂詰覚書」によりながら元禄十一年八月から翌年七月までの大坂加番について、財政面を中心としながら具体的にみてみることにしよう。

元禄十一年三月に大坂加番を命じられ、その後種々の準備をととのえ、七月十一日に先発として士分七名足軽等八名が大坂へ向けて大溝を出立、藩主分部信政は七月二十九日大坂入りしている。このときの加番役は、大溝藩のほか、内藤正勝（武蔵国赤松藩）、堀直佑（信濃国須坂藩）、永井直圓（大和国新庄藩）らの各大名であった。

大溝藩は二万石の大名であるが、この大坂加番では、役高一万八〇〇石としてその「四ツ物成」、すなわち四割収納の計算で、一年分七二〇〇石の合力米を給されている。合力米というのは、二条城や大坂城の守衛にあたるものに給される加俵である。合力米七二〇〇石は、半期分ずつに分けて、大坂蔵奉行の指示をうけて玉造御蔵から支給されたようであるが、元禄十一年八月からの半期分三六〇〇石の合力米について、「大坂詰覚書」の記載を追ってみることにしよう。

半期分の合力米三六〇〇石は、実は米三二四〇石と大豆三六〇石からなっている。米三二四〇石のうち、二八一四石は払米として換金され銀一六五貫五九四匁となり、四二六石が俵禄加米として残される。大豆三六〇石のうち三二〇石も換金されて銀一三貫一二〇匁となり、四〇石は俵禄加増分として残される。

俸禄加米は米と大豆を合わせて四六六石となるが、そのうち実際には給人二四人分の加俸の一部として一一四石八斗九升三合四勺が払い出され、残り三五一石一斗六合六勺は御台所入となっている。

換金された米と大豆の総量は三三三四石でその代銀は一七八貫七一匁であるが、このうち銀二七貫八七九匁すなわち米と大豆にして四八九石一斗六合六勺分が、給人二四人の加俸分として渡されている。ここにいう給人二四人が大坂詰番の上級あるいは中級の家臣たちであろうことは推測される。なぜなら、この二四人分の半期分の加俸は、さきの米と大豆の現物一一四石八斗九升三合四勺と、換金された分の四八九石一斗六合六勺を合わせると六〇四石となり、残り半期分も同額であるから一年分としては一二〇八石にのぼり、一人平均五〇石余となる。大溝藩の家臣で一カ年平均五〇石余の加俸を与えられるものは、中級以上と考えてよい。

換金された銀のうち、二貫六七九匁すなわち米にして四七石分は、中小姓中二一人分の増知銀として渡されているから、現銀の残額は一四八貫一五五匁九分二厘、米にして二五九七石八斗九升三合四勺分であるが、これは御蔵入となる。現米の台所入三五一石余とこの御蔵入分、米にして合計した二九四八石余、これで大坂在番中の半年分の諸費用がごとくまかなわなければならないわけである。

元禄十二年七月末までの一年間の決算をあらためて簡略にみておくと、合力米七二〇〇石のうち、五一一四石三合八勺が売米、七八三石九斗九升六合二勺が扶持米、ただしこの扶持米は台所入り分であり、残り一三〇二石が御給人並御切米方渡すなわち家臣団に直接払いだす加俸および増知銀である。売米の代銀総額は、二九〇貫三九一匁一分二厘である。

支払の方をみると、大溝での大坂加番のための諸準備費用、大溝か

ら大坂までの路銀をはじめ、江戸賄方や大溝勘定所への送金、大坂での各種交際費等の諸入用金などで、支出合計は金一八〇〇両、銀三〇六貫六五九匁二分七厘である。金一両を仮に銀六〇匁として計算すると、金一八〇〇両は銀一〇八貫となり、支出合計は銀四一四貫余となる。当時の米価(大豆を含む)が一石につき銀五七匁くらいであるから、この単価で合力米七二〇〇石を換金した額よりも若干超えている。すなわち収支決算としては、赤字決算となっているわけである。

この大坂加番の例でも判明するし、またあたりまえのことであるが、いろいろな公役は藩主が命じられるものである。しかし、その実際の任務は家臣たちが手分けして遂行する。参覲交代にしても、藩主に対して一年毎の在府と在国を命じているけれども、実は藩主一人が江戸へ出かけ、一人で江戸住いするわけではない。江戸には藩主の正室が人質として居住を義務づけられているし、藩主は在府中にもさまざまな役職をつとめなければならない。参覲交代の制度は、各大名に対して江戸と国元との二重生活を余儀なくさせたのであり、江戸には藩庁としての意味をもつ藩邸が設けられ、江戸家老以下江戸勤番や定府の藩士たちが、藩主の在国中も執務していた。

大溝藩の江戸屋敷は、芝愛宕下上屋敷が、白銀村に下屋敷があった。上屋敷は拝領屋敷であり、南北九四間、東西三二間、面積三〇〇八坪余であったといふ。

江戸と大溝の二重生活に加えて、大坂加番のときには大坂組も少くないので、大溝藩は家中が三カ所に分散し、家臣団の配置も複雑になる。少し時代は下るが、八代分部光実の寛政六年(一七九四)、大坂加番にあたって家中が三カ所となったときの家臣団配置を記したものが、『長野家文書』中に「御礼帳写」という名で残されている。すなわち、「大坂御加番御供、大溝居残役、江戸勤番」の別を記載して

いるわけである。

「御礼帳写」には家老級から足輕小頭・小人小頭まで一四五名の藩士が名をつらねており、軽輩者三四人を除く一一一名については、それぞれの俸禄高、勤務地、役職などが記されている。しかし、俸禄高のみでその他の記載のないものや、史料の汚損によって判読できないものもあるし、何よりも覚書的なものであって史料的な価値が万全であるというわけにはいかないが、寛政六年における大溝藩家臣団配置の概要は把握できそうである。

「御礼帳写」に「大坂御供」または「大坂」と記されたものは四名、「江戸」「江戸勤番」または「定府」と記されたものが一七名ある。まず、大坂加番に随行了したものについてみると、二五〇石の家老役一名を筆頭に、一七〇石から一〇〇石までのものでは、御用人兼大目付兼御物頭二名、御物頭兼元締方兼郡奉行一名、御物頭兼寺社奉行一名、寺社奉行一名、御物頭一名の役職付のものが六名と、無役のもの五名の計一一名がいる。一〇〇石未満で知行給の役職者としては、八〇石の郡奉行兼元締方一名と三〇石の大納戸一名だけである。現米給のクラスでは、大納戸役、御医師、徒士小頭、右筆などが職名として見える。

在江戸についてみると、一五〇石の御用人兼大目付兼留守居が一名、御用人兼大目付が一名で、一三〇石の御用人兼大目付一名、一〇〇石の元締郡奉行一名、五〇石の大納戸役一名と、知行給の役職者は以上の五名であり、一〇石以下の現米給のものでは大納戸役、大納戸役横目、右筆などの職名が見える。在江戸のうち「定府」と記されたものは四名しか見えず、江戸詰の大半は一年交替の勤番者であったことがわかる。

大坂あるいは江戸の記載のほか、知行給五〇石のものに「京屋敷留

守居」の記入が見える。これは、大溝藩が京屋敷を設けており、そこに留守居を置いていることを示すものである。京都の大溝藩邸は、河原町二条上ル三丁目大文字町に買得屋敷として設けられていたが、宝永五年（一七〇八）の大火後に、土手町通二条上ルに替地されている。なお、大津坂本町にも大溝藩蔵屋敷があって、ここにも役人が配置されていた。

京屋敷詰も一名ではないであろうし、大津蔵屋敷詰の注記も見えないから、「御礼帳写」の大坂や江戸などの記載のないものが、すべて大溝居残りであるというように断定はできないが、そのほとんどはほぼ大溝組と考えられるから、そのなかの役職付のものをあげながら、大溝の藩政組織を見てみることにしよう。

家老役は四〇〇石一名と二五〇石一名、御用人兼大目付が一〇〇石一名、寺社奉行は一二〇石一名、町奉行一〇〇石一名、郡奉行元締が五〇石一名と三〇石一名、医師は五〇石の一名である。知行給の役職付は以上八名であるが、一〇石以下の現米給のものになると、中小姓勤、御納戸役、御医師、御右筆、御代官、賄方勤などの役職名を記されたものが少くない。なかでも、八石二名、七石一名の合計三名の代官が見えるのは、年貢収取の業務をもつ大溝ならではの藩政機構として注目される。

寛政六年は大坂加番という大役のために、藩政の機構も、大坂、江戸、大溝等と複雑化したのであるが、こうした大溝藩の藩政組織をまとめてみると、家老職はだいたい二〇〇石以上のもので三名前後、一五〇石から一〇〇石くらいまでのものでは、御用人と大目付がほとんど兼役で六名前後、それに物頭・元締方、寺社奉行・郡奉行なども多くは兼役で合わせて七〜八名、なお郡奉行のみなら三〇石クラスの場合もあるようである。町奉行は一〇〇石クラスで一、二名である。

ともかく、上級家臣では兼役のものが多くことが注目される。これは単なる人材不足ということではなく、小藩として役職の多様化に対応するためやむをえない手段なのかもしれない。それにしても、年貢収取の責任者であり、所領の支配に専念しなければならぬ郡奉行でさえ、他の役職と兼役になることが多く、やむなく江戸や大坂の勤番にくみこまれていることなどは、公務と小規模藩の藩政機構のかわりを見るうえでとくに注目される。

むすびにかえて

小規模藩の藩政構造をあきらかにしようとして、大溝藩について具体的にいくつかの事項をみてきたが、史料の制約もあって十分な分析に至らなかった点が多い。とくに、家臣団構成の経済的側面に言及したり、大坂加番の合力米について分析しながら、藩財政の全体的把握を可能とする史料にめぐまれず、大溝藩の歳入・歳出等に関する知識を共有することができなかったのが残念である。

元和五年に立藩された大溝藩が、二万石の格式を守りながら、いかにして藩政を切り盛りし家臣団を統治してきたか、また幕府によって課せられる公役をどのように耐えてきたのか、いずれも残された一部の史料からの追跡にすぎなかったし、とりわけ、大坂加番についての「大坂詰覚書」などは、収支決算上無理に帳尻を合わせていることも考えられるから、断定的な結論を導くことはできない。

しかし、立藩の時期には、伊勢からほとんどの家臣を引きつけてきたこと、しかも藩主の血縁につながる分部一族が大きな勢力を張っていたことは、幕藩体制の支配機構が中期以降に官僚化していくことなどと対比して興味深い事実であった。また、そうした上級家臣団の膨張が十七世紀後半には財政上の圧迫となることが俸禄高の変遷

から解明されたし、十七世紀末から十八世紀初頭にかけて上級家臣団の整理が意欲的に進められたのではないかとすることも推測できた。さらに藩政のしくみが、領内の統治だけではなく、むしろ幕府の課してくる公役いわゆる御公儀向の構造の方にもかなり大きな力を入れなければならなかったし、とくに小藩としては、領内支配のしくみと御公儀向のしくみがなかなか分離できない苦しさがあったことなども判明した。

とはいえ、本稿は大溝藩のほんの一部を解剖してみたにすぎない。生きた大溝藩の動きや高島地方の歴史については、一九八三年三月刊行予定の『高島町史』が期待される。

註

① 滋賀県高島郡高島町の高島町歴史民俗資料館内高島町史編さん室に、多くの近世史料が収集され、町史編纂に供されている。筆者も町史への執筆の機会を与えられ、これらの貴重な史料に接することができた。本稿も、町史の執筆項目と密接に関係しており、その成果はすべて編さん室の収集史料によっている。記して感謝する。

② 『寛政重修諸家譜』卷第三百九十二

③ 『分部文書』

④ この表は『横田三千太郎家文書』から作成した。年代は不明であるが、その記載内容人名から元禄ころと推定される。年代による分部領の変更はほとんどないが、慶安三年（一六五〇）開発で承応三年（一六五四）検地された伊黒村の枝村である富坂村五〇石九斗三合と下小川村枝村の出福村一〇〇石九斗四升四合の新開があったが、本高には組み入れられていない。本高の変更としては、天保二年（一八三一）に野洲郡今浜村が上知となり、村高三七〇石一斗と小物成高五九石二斗八升の合計四二九石三斗八升が幕府に収公された。上知分については幕府から現米で支給されたが、天保四年になって替地として高島郡下古賀村で一五八石六

三合五勺九才、下小川村において三三七石三斗七升一合の合計四九六石三升四合五勺八才を与えられ、都合六六石六斗五升四合五勺八才の増高となった。(『高島郡誌』参照)

⑤禁裏御料・仙洞御料をはじめ公家領・社寺領などの非武家領の多い山城国内では、一村内に五〇以上の領主権が錯綜する村もあり、二〇〜三〇の領主に細分割されている例はかなり多い。京都市編『京都の歴史』第五巻第四章第一節参照。

⑥『中村稷家文書』の「稿・系譜」と題する分部信政の事績中に詳しい。

⑦『磯野家文書』の「江州高嶋・野洲両郡高付並免付書」という記録に、は慶安二年(一六四九)から宝永元年(一七〇四)までの毎年の両郡村の年貢率が記されている。これによると、一七世紀中ころには、年貢率が五割以上というのが多い。従って、知行給のものが五割くらいに換算された蔵米をもらっていたことは充分考えられる。

⑧『万木良平家文書』

万木孫太郎御代官所村付之事

一、伊黒村

一、鹿ヶ瀬村

一、畑村

一、武曾横山村

一、庄塚村

一、古賀村

右村々高石之處、去御勘定衆ニ相尋、当納所無油断為皆済、勘定可仕者也。

承応三年午六月廿六日

⑨「給人帳」でみるかぎり、銀給は寛永二〇年から見えるが延宝六年ころから見えなくなり、また幕末期に見える。金給は承応三年以降小額であるけれども江戸期を通じて見える。扶持給も承応三年に見え、連続的には万治元年以降である。いずれにしても、金・銀・扶持給は隠居料

や寺社領分などの場合に活用されることが多く、特別な事情がある場合とか恩恵的なあるいは形式的な給与という感が強い。

⑩『磯野家文書』の「江州高嶋野洲両郡高付並免付書」によれば、たとえば高島郡打下大溝の年貢率は、慶安期の平均は五割六分であるが、元禄期のそれは四割二分弱に低下している。

⑪寛政重修諸家譜『徳川実紀』『磯野家文書』『長野家文書』『中村稷家文書』

⑫『中村稷家文書』「稿・系譜」

⑬『磯野家文書』「大坂詰覚書」

⑭『長野家文書』白銀村の下屋敷は六二〇坪であったという。

⑮『磯野家文書』『京羽二重』『京都御役所向大概覚書』

⑯『京羽二重織留大全』

⑰大溝藩の代官については、高島郡三二カ村を三つの地域に分けて三人の代官に受けもたせたと伝えるし、註⑧の『万木良平家文書』にみる万木孫太夫代官の支配村々も、ほぼ三分割された一つの地域に相当している。しかし、代官の実態すなわちその行政的役割・機能などについてはなお不明である。七、八石の現米給のものが代官に任じられていることは、その身分や地位の低さから藩政上の発言権・格式はきわめて低いと考えられるが、一方この代官職が地元の豪農・名望家層からなるとすれば、俸禄の低さがそのまま代官職権能の狭少さを意味しなくなるので、代官構造の究明は藩政とくに所領支配のうえで大きな比重を占める。

⑱史料の根拠は不明であるが、『高島郡誌』七九九頁から八〇一頁に、「大溝藩の歳入出」という項目がある。幕永から安政期にかけての年平均の歳入と歳出を具体的な数字で示している。典拠が不明なことや平均値の意味も一考を要するように考えられる。

The Structure of the Vassalage and the Financial Measures of the *Ômizo* Clan

Michitaka KAMADA

Summary

The *Ômizo* clan, a small regional military government, with a yearly product of twenty thousand *koku*, was located in *Takashima* district in *Ômi* province. After having been transferred from a certain district, *Ise* province to the above-mentioned place in 1619, it increased its vassalage with its own family members as a nucleus.

Being imposed with public services, such as the *Ôsaka-kaban*, being stationed in *Ôsaka*, by the order of the shogunate, as well as the ever-increasing number of the high-ranking vassals, left the clan in financial difficulties.

But it managed to break the deadlock at the sacrifice of the vassals by cutting down their stipends and by shifting burdensome services to their own shoulders.

Using the recently discovered archival sources, the author analyzes the desperate efforts of the small clan.